

暗記ノート

- ◎本冊子は、中部運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。
- ◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。
- ◎また、保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、暗記用であることを考慮し、製作年月による区分はしていません。
- ◎暗記する際は付属の赤シートをご利用下さい。

車両法

(車両法の目的)

1. この法律は、道路運送車両に関し、【**所有権**】についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び【**公害**】の防止その他の環境の保全並びに整備についての【**技術**】の向上を図り、併せて自動車の【**整備事業**】の健全な発達に資することにより、【**公共**】の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

2. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、【**原動機付自転車**】及び軽車両をいう。
3. この法律で「【**自動車**】」とは、【**原動機**】により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する【**原動機付自転車**】以外のものをいう。

(自動車の種別)

4. この法律に規定する【**普通自動車**】、小型自動車、【**軽自動車**】、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【**大きさ**】及び【**構造**】並びに原動機の種類及び【**総排気量**】又は【**定格出力**】を基準として国土交通省令で定める。

(登録の一般的効力)

5. 自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く)は、自動車【**登録ファイル**】に【**登録**】を受けたものでなければ、これを【**運行**】の用に供してはならない。

(新規登録)

6. 登録を受けていない自動車の登録(以下「新規登録」という)を受けようとする場合には、その【**所有者**】は、国土交通大臣に対し、次(略)に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第33条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の【**所有権**】を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

(自動車登録番号標の封印等)

7. 何人も、国土交通大臣若しくは【**封印取付受託者**】が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした【**自動車登録番号標**】は、これを取り外してはならない。ただし、【**整備**】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
8. 封印の取りつけは、自動車の【**後面**】に取りつけた自動車登録番号標の【**左側**】の取りつけ箇所に行うものとする。

(自動車登録番号標の取付け)

9. 自動車登録番号標の取付けは、第8条の2第1項本文に規定する位置に、同条第2項に規定する方法により表示されるように行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車^{けん}にあつては、【前面】の自動車登録番号標を省略することができる。

(変更登録)

10. 自動車の【所有者】は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から【15】日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

(移転登録)

11. 新規登録を受けた自動車（以下「登録自動車」という）について所有者の変更があつたときは、【新所有者】は、その事由があつた日から【15】日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

(一時抹消登録)

12. 登録自動車の所有者は、前2条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の【申請】をすることができる。

(自動車登録番号標の表示の義務)

13. 自動車は、第11条第1項の規定により【国土交通大臣】又は第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【被覆】しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(車両番号標の表示の義務等)

14. 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は、第60条第1項後段の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【被覆】しないことその他当該車両番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

(車台番号等の打刻)

15. 自動車の【製作】を業とする者、自動車の車台又は原動機の【製作】を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の型式を打刻してはならない。

(打刻の塗まつ等の禁止)

16. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を【塗まつ】し、その他車台番号又は原動機の型式の【識別】を困難にするような行為をしてはならない。但し、【整備】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、【国土交通大臣】の許可を受けたとき、又は第32条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

(臨時運行の許可)

17. 臨時運行における許可の有効期間は、【5】日をこえてはならない。

(点検及び整備の義務)

18. 自動車の【使用者】は、自動車の点検をし、及び必要に応じ【整備】をすることにより、当該自動車を【保安基準】に適合するように【維持】しなければならない。

(定期点検整備)

19. 3月ごとに定期点検を行わなければならないとしている法第48条(定期点検整備)第1項第1号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車である。

- (1) 車両総重量【8】t以上の自家用自動車
- (2) 車両総重量【8】t未満で乗車定員【11】人以上の自家用自動車

(定期点検の期間)

20. 次の各文は、自動車の定期点検の期間についてまとめたものである。

- ◎乗車定員2人、最大積載量3500kg、車両総重量7990kgである普通貨物自動車の定期点検は、自家用(レンタカーは除く)の場合は【6月】ごと、事業用の場合は【3月】ごとに行うよう定められている。
- ◎乗車定員6人、車両総重量2,430kgである特種の用途に供する自家用のキャンピング車(レンタカーは除く)の定期点検は、【6月】ごとに行うよう定められている。
- ◎乗車定員2人、最大積載量350kg、車両総重量1,150kgの自家用軽貨物自動車(レンタカー)の定期点検は、【6月】ごとに行うよう定められている。
- ◎乗車定員3人、最大積載量4,500kg、車両総重量7,995kgの自家用貨物自動車(レンタカー)の定期点検は、【3月】ごとに行うよう定められている。
- ◎乗車定員29人、車両総重量5,475kgである自家用乗合自動車(レンタカーを除く)の使用者は、【3】月ごとに点検基準第2条で定める別表第【3】により当該自動車を点検しなければならない。
- ◎乗車定員大人2人、幼児12人、車両総重量2,400kgの自家用小型幼児専用車(レンタカーを除く)の定期点検は、【6】月ごとに行うよう定められている。
- ◎乗車定員5人、車両総重量1,635kgの自家用乗用自動車(レンタカー)の定期点検は、【6】月ごとに行うよう定められている。

(定期点検の走行距離項目)

21. 定期点検において、一部の点検を省略できる車種ごとの走行距離は以下のとおり。

点検基準別区分	走行距離数
別表第3(事業用自動車等)	【3月】当たり【2,000】km以下
別表第5(自家用貨物自動車等)	【6月】当たり【4,000】km以下
別表第6(自家用乗用自動車等)	【1年】当たり【5,000】km以下

(点検整備記録簿)

22. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について法第48条(定期点検整備)の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 点検の【年月日】
- (2) 【点検の結果】
- (3) 【整備】の概要
- (4) 【整備】を完了した【年月日】

(点検整備記録簿の保存期間)

23. 自動車点検基準の別表第6(自家用乗用自動車等)の基準で定期点検整備を行った旨を記載した点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から【2年】間である。

24. 乗車定員6人、車両総重量2,450kgである自家用普通キャンピング車(レンタカーを除く)の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から【1年】間である。

(整備管理者の選任)

25. 法第50条第1項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。

- (1) 乗車定員【11】人以上の自動車（次号に掲げる自動車を除く）…【1】両
- (2) 乗車定員【11】人以上29人以下の自家用自動車（道路運送法第80条第1項の許可に係るものを除く）…【2両】

(整備管理者の選任届)

26. 法第50条第1項の規定により整備管理者を選任しなければならない者は、整備管理者を選任したときは、その日から【15】日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

(不正改造による整備命令)

27. 法第54条の2第1項の規定による整備命令を受けた自動車の【使用者】は、当該命令を受けた日から【15】日以内に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行った当該自動車及び当該自動車に係る【自動車検査証】を提示しなければならない。

28. 地方運輸局長は、自動車の【使用者】が法第54条の2第1項の規定による整備命令若しくは指示に従わないときは、【6月】以内の期間を定めて、当該自動車の使用を停止することができる。

(自動車の検査及び自動車検査証)

29. 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という）及び【小型特殊自動車】を除く）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う【検査】を受け、有効な【自動車検査証】の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

(自動車検査証の記載事項)

30. 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動車【登録】番号（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、車両番号）
- (2) 車台番号
- (3) 自動車検査証の交付年月日及び有効期間の満了する日
- (4) 使用者の氏名又は名称及び住所
- (5) 【使用の本拠の位置】
- (27) 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7t以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの【容量】

(新規検査)

31. 登録を受けていない第4条に規定する自動車又は第60条第1項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という）若しくは二輪の【小型自動車】を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の【使用者】は、当該自動車を提示して、国土交通大臣（検査対象軽自動車は軽自動車検査協会）の行う【新規検査】を受けなければならない。

32. 新規検査（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に係るものを除く）の申請は、【新規登録】の申請と同時にしなければならない。

(自動車検査証の有効期間)

33. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する【自動車運送事業】の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であつて、検査対象軽自動車以外のものにあつては【1】年、その他の自動車にあつては【2】年とする。

34. 次に掲げる自動車について、初めて自動車検査証を交付する場合においては、第1項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 第1項の規定により自動車検査証の有効期間を1年とされる自動車のうち車両総重量【8t】未満の【貨物】の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であるもの…2年

35. 自動車検査証の有効期間を1年とする自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 乗車定員【11】人以上の自家用自動車
(2) 専ら幼児の運送を目的とする自家用自動車

(有効期間の起算日)

36. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に有効期間を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の【1月】前（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、【2】月前）から当該期間が満了する日までの間に【継続】検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の【翌日】とする。

(継続検査)

37. 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、【自動車検査証】の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の【使用者】は、当該【自動車検査証】を国土交通大臣に提出しなければならない。

38. 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の【使用者】に【返付】し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を【使用者】に【返付】しないものとする。

(自動車検査証の備付け)

39. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより【検査標章】を【表示】しなければ、運行の用に供してはならない。

(検査標章の貼り付け位置)

40. 検査標章は、自動車の前面ガラスの【内側】に前方から見易いように貼り付けることによって表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあっては、自動車の後面に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の【左上部】に見易いように貼り付けることによって表示するものとする。

(自動車検査証の記載事項の変更)

41. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から【15】日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を【使用】しようとする時とすることができる。

(予備検査)

42. 登録を受けていない第4条に規定する自動車又は車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の【所有者】は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う予備検査を受けることができる。

(限定自動車検査証)

43. 限定自動車検査証の有効期間は、【15】日とする。

(自動車部品を装着した場合の取扱い)

44. 継続検査において、指定部品が簡易的取付方法又は固定的取付方法で装着してある場合は、自動車検査証との寸法の相違が一定範囲（長さ±【3】cm、幅±【2】cm、高さ±【4】cm）を超えていても、自動車検査証の記載事項に変更があったときに該当しない。

(自動車特定整備事業の種類)

45. 普通自動車特定整備事業とは、普通自動車、四輪の【小型】自動車及び【大型特殊】自動車を対象とする自動車特定整備事業である。

(認証)

46. 自動車特定整備事業を【経営】しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う【事業場】ごとに、地方運輸局長の【認証】を受けなければならない。

(特定整備の定義)

47. 法第49条第2項の【特定整備】とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ◎動力伝達装置の【クラッチ】（二輪の小型自動車の【クラッチ】を除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデフレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
- ◎制動装置のマスタ・シリンダ、【バルブ類】、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（【二輪の小型】自動車のブレーキ・ドラムを除く）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は【二輪の小型】自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- ◎緩衝装置のシャシばね（コイルばね及び【トーションバー】・スプリングを除く）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- ◎けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及び【ボール・カップラ】を除く）を取り外して行う自動車の整備又は改造

(自動車特定整備事業者の標識)

48. 自動車特定整備事業者は、事業場において、【公衆】の見やすいように、国土交通省令で定める様式の【標識】を掲げなければならない。

(自動車特定整備事業者の義務)

49. 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の【特定整備】に係る部分が【保安基準】に適合するようにしなければならない。

(特定整備記録簿)

50. 自動車特定整備事業者は、【特定整備】記録簿を備え、【特定整備】をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 登録自動車にあっては自動車登録番号、第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては【車台番号】
- (2) 特定整備の概要
- (3) 特定整備を完了した年月日
- (4) 【依頼者】の氏名又は名称及び住所
- (5) その他国土交通省令で定める事項

51. 法第91条第1項第5号の国土交通省令で定める（特定整備記録簿の記載）事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定整備時の総走行距離
- (2) 第62条の2の2第1項第5号に規定する【整備主任者】の氏名

(3) 自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに【**認証番号**】

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

52. 自動車特定整備事業者は、第89条から第91条の2項までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の【**適正な運営**】を【**確保**】するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

53. 法第91条の3の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

◎法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る【**料金**】を当該事業場において【**依頼者**】の見やすいように掲示すること。

◎法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び整備の【**必要性**】について説明し、料金の【**概算見積り**】を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

◎道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の【**改造**】を行わないこと。

◎【**他人**】に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（「違反行為」という）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを【**助け**】ないこと。

(整備主任者)

54. 整備主任者は、他の事業場の整備主任者になることが【**できない**】。

(優良自動車整備事業者の認定)

55. 一種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

◎検査作業と【**整備作業**】とが【**分業化**】されていること。

(不正改造の禁止)

56. 【**何人**】も、第58条第1項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている【**検査対象外軽自動車**】について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が【**保安基準**】に適合しないこととなるものを行ってはならない。

(指定工場の基準)

57. 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準。

(1) 工員数は、【**4**】人以上必要とする。ただし、対象自動車の種類に車両総重量【**8**】t以上、最大積載量【**5**】t以上又は乗車定員【**30**】人以上の車両を含む場合には、5人以上必要とする。

(2) 整備士保有率（自動車工の数に対する整備士数の割合）は、【**3分の1**】以上必要とする。

58. 自動車の検査の設備の基準は、対象とする自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて国土交通大臣が定める【**技術上の基準**】に適合するものでなければならない。

59. 自動車検査員がオパシメータを用いて行う検査について、点検及び整備を行うための作業場である【**屋内現車作業場**】で実施して差し支えない。

(対象自動車の指定)

60. 対象とする自動車の種類が「普通自動車（小型）」、「小型四輪自動車」に指定されている指定自動車整備事業場においては、最大積載量3tの小型貨物自動車に対して法第94の5第1項による保安基準適合証を交付【**できる**】。

(設備の維持等)

61. 法第94条の2第1項の指定を受けた者（以下「指定自動車整備事業者」という）は、同項の設備（自動車の検査の設備を含む）、【技術】及び【管理組織】を同条第1項に規定する基準に適合するように【維持】しなければならない。

(検査用機械器具の校正)

62. 指定自動車整備事業者は、指定規則第2条第1項第2号の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める【技術上】の基準に適合するよう、備付け又は前回の【校正】の日から【1年】以内に、国土交通大臣の登録を受けた者が行う校正を受けるものとする。

63. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具の校正に関する記録を【1】年間保存しなければならない。

(検査用機械器具の構造と取扱い)

64. 次の各文は、自動車検査用機械器具についてまとめたものです。

◎近接排気騒音の測定は、マイクロホンを排気管の開口部の中心と同じ高さにし、車両の中心線（排気流の方向を含む鉛直面）から外側後方【45】°で排気管の開口部の中心から【50】cmの位置にセットして行う。

◎自動車の警音器音は2回測定し、1dB未満は【切り捨てる】ものとする。

◎サイドスリップ・テストは、踏板上で自動車を走行させ、左右方向の踏板の【移動量】を検出することにより、かじ取り車輪の【横滑り量】を測定する構造になっている。

◎ブレーキ・テストによる測定は、ブレーキ・ペダルを徐々に強く踏み、指示計を見て【最大制動力】を読みとる。

◎速度計試験機による測定は、自動車の測定車輪（駆動輪）の位置が安定するまでローラをゆっくり回転させて、速度計を見ながら徐々に速度を上げ、速度計が【40】km/hを指示したときに試験機の【指示値】を読み取ることで行う。

◎前照灯試験機による測定は、【エンジンをかけ】、自動車の変速ギヤを中立（オートマチック車はパーキング）にして、駐車ブレーキをかけた状態で行う。

◎一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器による測定は、プローブを排気管に【60】cm程度挿入して行う。

◎一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器の日常点検において、指示計のゼロ校正は、電源を入れ、必要な【暖機】を行い【清浄空気】を吸引させてゼロ点を点検して行う。

◎オパシメータは、自動車の排気管から採取した排出ガスに光を透過させて【光吸収係数】を測定する構造になっている。

◎オパシメータによる測定で、1回目の測定値（小数点以下第3位を四捨五入した値）が【閾値】以下である場合には、その値を記録して測定を終了する。

(自動車検査員の選任)

65. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から【15日】以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(自動車検査員の兼任)

66. 自動車検査員は、他の事業場の【自動車検査員】となることができない。ただし、【同一】の指定自動車整備事業者の他の事業場で、位置その他について国土交通省令で定める要件（兼任する他の事業場に至る所要時間は、おおむね【1時間】以内の位置にあること等）を備えるものについては、この限りでない。

(自動車検査員の解任)

67. 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の【解任】を命ずることができる。
68. 自動車検査員の職を解任され、解任の日から【2年】を経過しない者は、自動車検査員となることができない。

(保安基準適合証の交付)

69. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）を国土交通省令で定める【技術上】の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な【整備】をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が【証明】したときは、【請求】により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。

(自動車検査員による証明)

70. 法第94条の5第1項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その【証明】をしてはならない。

(検査の基準)

71. 構造に関する検査

イ. 次に掲げる事項が当該自動車検査証、登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう）又は自動車検査証返納証明書の記載事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により検査するものとする。

(1) 長さ、幅及び高さ (2) 車両重量及び【車両総重量】

ロ. 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

(1) 最低地上高 (2) 【最大安定傾斜角度】 (3) 最小回転半径

(一時抹消登録車の取扱い)

72. 自動車検査員は、第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の【構造等に関する事項】がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された【構造等に関する事項】と同一でなければ、第1項の証明をしてはならない。

(保安基準適合証等の有効期間)

73. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、法第94条の5第4項の【検査】をした日から【15日】間とする。

(保安基準適合標章の表示)

74. 保安基準適合標章は、自動車の運行中その【前面】に指定自動車整備事業規則第2号様式又は第2号様式の2による【有効期間】及び自動車登録番号又は車両番号が見やすいように表示しなければならない。

(自賠償保険)

75. この法律は、自動車の運行によって人の生命又は【**身体**】が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、【**被害者**】の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。
76. 指定自動車整備事業者は、自賠法第9条6項の規定による提示がないとき、又はその提示があった自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から道路運送車両法第94条の5第8項の規定により保安基準適合証の提出があった場合において記入されるべき同法第61条第1項に規定する自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と【**重複**】するものでないときは、同法第94条の5第1項の規定にかかわらず、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。

(指定整備記録簿)

77. 指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 車名及び型式、車台番号、【**原動機の型式**】並びに登録自動車にあっては自動車登録番号、第60条第1項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号
 - (2) 点検及び整備並びに検査の概要
 - (3) 【**検査**】の年月日
 - (4) 【**自動車検査員**】の氏名
 - (5) 国土交通省令で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項
 - (6) 【**依頼者**】の氏名又は名称及び住所
78. 指定整備記録簿は、その【**記載**】の日から【**2年**】間保存しなければならない。

(罰則の適用)

79. 自動車検査員その他第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の【**証明**】その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の【**交付**】の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により【**公務**】に従事する職員とみなす。

(保安基準適合証の交付の停止)

80. 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、【**6月**】以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の【**交付の停止**】を命じ、又は指定を取り消すことができる。
- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。